

工事監理者は 施工状況報告書を提出しましょう！

次に掲げる建築物の工事監理者は、建築基準法施行細則の規定により、その工事の監理の結果を、定められた報告の時期（下表参照）に、**建築主事へ提出（報告）**しなければなりません。

※ **指定確認検査機関で建築確認された建築物も対象です。**

提出（報告）対象建築物		提出（報告）時期
①	共同住宅または長屋で 階数2以上（構造は問わない）	各戸の界壁工事終了時
②	特殊建築物（法別表1（い）欄の用途の建築物）で その用途に供する部分の床面積200㎡超 例：劇場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など	【木造の場合】 屋根工事の終了時 【S造の場合】 鉄骨組立工事の終了時
③	階数2以上または延べ面積200㎡超 （用途・構造は問わない）	【RC造・SRC造場合】 2階床（階数が1の場合は 屋根）の配筋工事の終了時
④	都市計画区域内の住宅（兼用・併用住宅含む）で ・木造の場合 延べ面積100㎡超 ・木造以外※の場合 延べ面積30㎡超 ※鉄筋コンクリート組積造を除く	【その他の構造】 2階床（階数が1の場合は 屋根）工事の終了時

**中間検査・施工状況報告
どちらも必要**

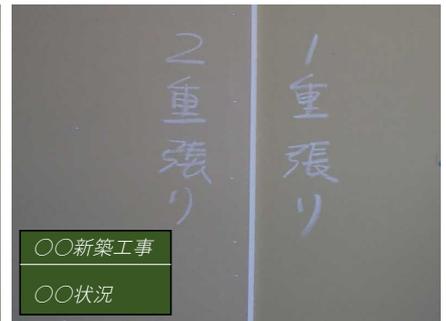
**中間検査
対象外
の場合に必要**

例) 木造2階建て住宅は中間検査対象となるため、施工状況報告は不要

※ 上記①～④の建築物について、報告を怠った場合または虚偽の報告をした場合、不可視部が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断できず、検査済証が交付されないことがあります。

《例》写真の撮り方 （防火規定に関する報告）

- ・界壁が小屋裏又は天井裏に達していることが分かること。
 - ・耐火構造又は準耐火構造の仕様が分かること。
（ボードが2重張りされていることが分かるなど。）
- ※接写で撮影すること
※黒板などで、現場の特定ができるようにすること



提出先・問い合わせ先

建築場所	窓口
宮崎市	都市整備部建築行政課（電話番号：0985-21-1813）
都城市	土木部建築対策課（電話番号：0986-23-2584）
延岡市	都市建設部建築指導課（電話番号：0982-22-7034）
日向市	建設部建築住宅課（電話番号：0982-66-1032）
国富町・綾町	宮崎土木事務所総務課建築担当（電話番号：0985-26-7287）
日南市・串間市	日南土木事務所総務課建築担当（電話番号：0987-23-4662）
三股町	都城土木事務所総務課総務担当（電話番号：0986-23-4512）
小林市・えびの市・高原町	小林土木事務所総務課建築担当（電話番号：0984-23-5179）
高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町・ 西都市・西米良村・椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、 大藪、人桑の木、平、丸野及び城	高鍋土木事務所総務課建築担当（電話番号：0983-31-1030）
門川町・諸塚村・椎葉村（西都土木事務所の所管区域を除く）・美郷町	日向土木事務所総務課建築担当（電話番号：0982-52-0309）
高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	西臼杵支庁土木課管理担当（電話番号：0982-72-3191）